

備へ特殊の素養を有せしめざらざればならぬ。本會深く茲に鑑み我國に於ける最新の企畫として社會政策講習所を設立し以て社會事業に志ある者の教養に遺憾なからん事を期す。

大正九年三月

財團法人 協調會

社會政策講習所規定

第一條 本所は社會政策講習所と稱し財團法人協調會之を經營す

第二條 本所は社會政策を研究せんとし又は社會的施設の事務に當らんとする者と養成するを以て目的とす

第三條 本所は東京市神田區錦町三丁目十番地に之を設置す

第四條 講習期間は五箇月とし毎年三月より七月に至る、九月より翌年一月に至る二回之を開く

第五條 講習課目は左の如く之を定む

社會政策總論 工業通論 憲法大意

勞働組合 工場法及鑛業法、近世産業史

災害豫防 勞働争議 勞働保險

住宅問題 工場衛生 勞働紹介

工場管理法 純益分配 勞働統計

經濟總論意 産業組合 社會事業

社會學大意 法制大意 前項課目の外科外講義を聞き又必要に應じ演習科を